

## 訪問リハビリテーション 利用料金

	算 定 内 容	金 額 (1 割 負 担)
要介護	◎訪問リハビリテーション費 ◎サービス提供体制強化加算 Ⅰ：7年以上の勤続年数の者が1人以上配置されている Ⅱ：3年以上の勤続年数の者が1人以上配置されている ◎リハビリテーションマネジメント加算 ・A-イ：3ヶ月に1回リハビリ会議を開催し、リハビリテーション計画書を見直す。 ・A-ロ：A-イに加え、訪問リハビリテーション計画書等の内容の情報を厚生労働省に提出する。  ◎移行支援加算 (前年の訪問リハビリテーション終了者のうち、5%が通所介護等へ移行している)	20分につき <b>307円</b>  Ⅰ：20分につき <b>6円</b> Ⅱ：20分につき <b>3円</b>  A-イ： 1か月につき <b>180円</b> A-ロ： 1か月につき <b>213円</b>  1日につき <b>17円</b>
要支援	◎介護予防訪問リハビリテーション費 ◎サービス提供体制加算 Ⅰ：7年以上の勤続年数の者が1人以上配置されている Ⅱ：3年以上の勤続年数の者が1人以上配置されている ◎ 利用を開始した月から12カ月を超える	20分につき <b>307円</b>  Ⅰ：20分につき <b>6円</b> Ⅱ：20分につき <b>3円</b>  20分につき <b>-5円</b>
その他	◎短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所、認定後3ヶ月以内、週2日以上実施)	1日につき <b>200円</b>
	◎訪問リハ計画診療未実施減算	20分につき <b>-50円</b>
	◎交通費 通常地域(駒ヶ根市、宮田村、飯島町、中川村)以外の方	1kmにつき <b>37円</b>
	◎公共交通機関を利用時の訓練時の費用	<b>*交通費自己負担</b>